



島根県報

令和2年7月31日（金）

第 128 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を定める告示	（地 域 政 策 課）	2
救急病院の認定	（医 療 政 策 課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定の更新	（障 が い 福 祉 課）	4
卸売市場法の規定による地方卸売市場の認定	（産 地 支 援 課）	4
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	5
卸売市場法の規定による地方卸売市場の認定	（水 産 課）	5
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項 の変更の届出	（中 小 企 業 課）	5

【公 告】

令和2年度消防設備士講習の実施	（消 防 総 務 課）	6
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	7

【特定調達公告】

県立学校校内LAN無線アクセスポイント増設等業務（その1）に係る随意契約 の相手方等	（教 育 施 設 課）	8
県立学校校内LAN無線アクセスポイント増設等業務（その2）に係る随意契約 の相手方等	（ ” ）	8

【教委規則】

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する 規則の一部を改正する規則	（学 校 企 画 課）	9
--	-------------	---

【教委訓令】

教育職員の任免発令式の一部改正	（学 校 企 画 課）	9
-----------------	-------------	---

【正 誤】

令和元年10月29日付け島根県報号外第61号中	（道 路 維 持 課）	11
-------------------------	-------------	----

告 示

島根県告示第495号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を定める告示（令和元年島根県告示第94号）は、廃止する。

令和2年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 補助金等の名称

島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金

2 交付の目的

県内において太陽熱、地熱・地中熱、水素等の再生可能エネルギー熱利用設備を導入する者に対し、その導入に要する経費について補助を行うことにより、再生可能エネルギー熱利用等の導入を促進することを目的とする。

3 交付対象者

県内において4に規定する事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）

4 交付の対象となる事業、補助対象経費及び交付金額

区分	交付の対象となる事業	補助対象経費	交付金額
太陽熱利用	(1) 環境省の定める二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環政計発第1604017号）第3条及び再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施要領（平成28年4月1日付け環政計発第1604018号）の規定に基づき、公益財団法人日本環境協会が定めた令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付規程（以下「熱自立交付規程」という。）第3条第1項第1号に定めるもの（以下「第1号事業」という。）のうち太陽熱利用の設備を県内の医療・福祉施設等に導入する事業で、同規程に基づき交付決定を受けたもの	熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 事業実施者が市町村（市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がアに掲げる者以外の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
	(2) 熱自立交付規程第3条第1項第3号に定めるもの（以下平成31年度の例により「第6号事業」という。）のうち太陽熱利用の設備を県内の医療・福祉施設等に導入する事業で、同規程に基づき交付決定を受けたもの	熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 熱自立交付規程別表第1再生可能エネルギー事業者支援事業費（第6号事業）の項第4欄ウの(エ)の要件をいずれも満たしていると認められる者の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がアに掲げる者以外の場合

			補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
地熱 ・ 地中熱利用	(1) 第1号事業のうち地熱利用又は地中熱利用の設備を県内の公共施設等に導入する事業で、同規程に基づき交付決定を受けたもの	熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 事業実施者が市町村の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がアに掲げる者以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
	(2) 第6号事業のうち地熱利用又は地中熱利用の設備を県内の公共施設等に導入する事業で、同規程に基づき交付決定を受けたもの	熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 熱自立交付規程別表第1再生可能エネルギー事業者支援事業費(第6号事業)の項第4欄ウの(エ)の要件をいずれも満たしていると認められる者の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がアに掲げる者以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
水素等の熱利用	経済産業省の定める燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱(平成21・03・06財資第9号)第2条の規定に基づき一般社団法人燃料電池普及促進協会が定めた燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金(家庭用燃料電池システム導入支援事業)交付規程(以下「燃料電池交付規程」という。)第4条に定める設備を導入する事業で、同規程に基づき交付決定を受けたもの(設備の更新の場合を除く。)	燃料電池交付規程に定める対象事業費から同規程に基づき受けた交付決定額を除いた額	1件当たり10万円(補助対象経費が10万円未満の場合は、その金額)以内の額

島根県告示第496号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の救急病院に該当すると認めたの

で、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認 定 期 間
安来第一病院	安来市安来町899-1	令和2年7月22日から 令和5年7月21日まで

島根県告示第497号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

令和2年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
医療法人社団優仁会出雲おおさわ 矯正歯科	出雲市今市町2065 パルメイト出 雲2F	育成医療 更生医療	令和2年6月2日

島根県告示第498号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第5項の規定により、次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、同条第6項の規定により告示する。

令和2年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

開 設 者		地方卸売市場			認定年月日
名 称	住 所	名 称	位 置	取扱品目	
松江連合青果株式会社	松江市嫁島町5 番39号	松江連合青果地方卸売市場	松江市嫁島町5 番39号	野菜、果実、生鮮水産物、肉類等の生鮮食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物	令和2年6月21日
松江合同青果株式会社	松江市嫁島町6 -38	松江合同青果地方卸売市場	松江市嫁島町6 -38	・野菜及び果実並びにこれらの加工品 ・花き及びその加工品 ・鶏卵及びその加工品 ・米、その他穀類、豆類及びその加工品 ・生鮮水産物及び肉類 ・水産物の加工品	令和2年6月21日
株式会社浜田青果市場	浜田市下府町327 -90	浜田青果地方卸売市場	浜田市下府町327 -90	野菜、果実、漬物、鶏卵、花き、生鮮水産物及び加工水産物	令和2年6月23日

株式会社出雲総合卸売市場	出雲市高松町570番地	出雲総合地方卸売市場	出雲市高松町570番地	青果物、水産物、花き及びそれらに関連する商品	令和2年6月21日
益田青果株式会社	益田市高津七丁目22番1号	益田青果地方卸売市場	益田市高津七丁目22番1号	野菜、果実、花きほか	令和2年6月23日
大田青果株式会社	大田市大田町大田イ2756の9	大田青果地方卸売市場	大田市大田町大田イ2756の9	青果物、花き、鶏卵、貝類、加工食品、漬物	令和2年7月20日
株式会社J A アグリ島根	出雲市斐川町直江4999	島根花き地方卸売市場	出雲市斐川町直江4999	花き	令和2年6月21日

島根県告示第499号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

安来市広瀬町広瀬2366（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第500号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第5項の規定により、次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、同条第6項の規定により告示する。

令和2年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者		地方卸売市場			認定年月日
名称	住所	名称	位置	取扱品目	
松江中央水産物株式会社	松江市和多見町153番地	松江中央水産物地方卸売市場	松江市和多見町153番地	生鮮水産物、冷凍水産物及び水産加工品	令和2年7月20日

島根県告示第501号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和2年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

三隅プラザ 島根県浜田市三隅町三隅890-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

協同組合三隅プラザ 代表理事 岩谷 百合雄 島根県浜田市三隅町三隅890-1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時から午後10時まで

(変更後) 午前9時30分から午後8時30分まで

(4) 変更年月日

令和2年7月21日

2 届出年月日

令和2年7月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課 (浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公**告**

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定により、令和2年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和2年7月31日

島根県知事 丸山達也

1 受講対象者

(1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者

(2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

2 講習年月日及び場所

講習区分	免状の区分	講習年月日	場 所
消火設備	第1類の甲種	令和2年9月29日	松江市
	〃 乙種		
	第2類の甲種		
	〃 乙種		
	第3類の甲種		
	〃 乙種		
警報設備	第4類の甲種	令和2年10月6日	松江市
	〃 乙種	令和2年10月8日	浜田市
	第7類の乙種		
避難設備・消火器	第5類の甲種	令和2年10月15日	出雲市
	〃 乙種		
	第6類の乙種		

注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

3 講習科目及び講習時間

- (1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分
(2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 4時間

※ 講習終了後効果測定を行う。

4 受講申請手続

(1) 受講申請書の請求先

(一社) 島根県消防設備協会、島根県防災部消防総務課及び隠岐支庁並びに各消防本部

(2) 受講手数料

7,000円（これに相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。）

(3) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

令和2年8月17日から同月31日まで（郵送の場合は、8月31日の消印有効）

イ 提出先

松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル「(一社) 島根県消防設備協会」（郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書のこと。）

5 問合せ先

〒690-0888

松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル2F

(一社) 島根県消防設備協会

電話 0852-28-7305又は0852-33-7255

F A X 0852-33-7291

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について県中央土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年7月31日

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年7月15日から令和3年1月29日まで
- 3 作業地域
大田市長久町土江

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年7月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

- 1 件名及び数量
県立学校校内LAN無線アクセスポイント増設等業務（その1） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年7月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社えすみ松江営業所 所長 藤原 達哉 島根県松江市西嫁島町三丁目2番13号
- 5 随意契約に係る契約金額
132,010,010円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年7月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

- 1 件名及び数量
県立学校校内LAN無線アクセスポイント増設等業務（その2） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年7月3日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ダイワボウ情報システム株式会社松江支店 支店長 白柳 晃男 島根県松江市朝日町498番地6
- 5 随意契約に係る契約金額
109,589,551円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第18号

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則（令和元年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「（8月にあつては、12日）」を削る。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第7号

本 庁
教育事務所
県立学校

教育職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

別表第1（その1）の1(3)中

「 任期を ○○年○○月○○日まで更新する」を

「 任期を ○○年○○月○○日まで更新する

ただし、更新後の任期における勤務時間の合計は○○○時間以内とする

ウ 任期における勤務時間の合計時間数を変更する場合

に改

職 名 氏 名

任期における勤務時間の合計を○○○時間以内に変更する

」

め、同表の8を次のように改める。

8 変 更

(1) 職名を変更する場合

職 名 氏 名

島根県立〇〇高等学校〇〇に補する

(2) 育児短時間勤務の承認をし、当該承認が取り消され、若しくは失効し、又は当該承認の期間が終了した場合において、当該育児短時間勤務に係る職員の1週間当たりの通常の勤務時間を変更するとき

職 名 氏 名

1週間当たりの通常の勤務時間を〇〇時間に変更する

別表第1（その2）の1(3)中

「 任期を 〇〇年〇〇月〇〇日まで更新する」を

「 任期を 〇〇年〇〇月〇〇日まで更新する

ただし、更新後の任期における勤務時間の合計は〇〇〇時間以内とする

ウ 任期における勤務時間の合計時間数を変更する場合

に改

職 名 氏 名

任期における勤務時間の合計を〇〇〇時間以内に変更する

」

める。

別表第2変更の項中

「

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項又は第12条において準用する第5条の規定により、育児短時間勤務の承認をし、当該承認が取り消され、若しくは失効し、又は当該承認の期間が終了した場合において、当該育児短時間勤務に係る職員の1週間当たりの通常の勤務時間を変更することをいう。

」

を

「

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項又は第12条において準用する第5条の規定により、育児短時間勤務の承認をし、当該承認が取り消され、若しくは失効し、又は当該承認の期間が終了した場合において、当該育児短時間勤務に係る職員の1週間当たりの通常の勤務時間を変更することをいう。

会計年度任用職員の任期における勤務時間の合計時間数を変更することをいう。

」

に改める。

別表第3変更の項中

「

育児休業法第10条第1項又は第12条において準用する第5条の規定により、育児短時間勤務の承認をし、当該承認が取り消され、若しくは失効し、又は当該承認の期間が終了した場合において、当該育児短時間勤務に係る職員の1週間当たりの通常の勤務時間を変更することをいう。

」

を

「

育児休業法第10条第1項又は第12条において準用する第5条の規定により、育児短時間勤務の承認をし、当該承認が取り消され、若しくは失効し、又は当該承認の期間が終了した場合において、当該育児短時間

勤務に係る職員の1週間当たりの通常の勤務時間を変更することをいう。
会計年度任用職員の任期における勤務時間の合計時間数を変更することをいう。

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年8月1日から施行する。

正

誤

令和元年10月29日付け島根県報号外第61号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第329号 の表中	117.72	123.79
		123.79	123.79